

(別紙様式2)

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 愛知県
農業委員会名： 豊橋市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,480	5,110				7,590
経営耕地面積	1,656	3,502	2,964	538	0	5,157
遊休農地面積	112	90	87	3	0	202
農地台帳面積	2,969	5,910	5,626	284	0	8,879

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	4,779
自給的農家数	1,356
販売農家数	3,423
主業農家数	1,505
準主業農家数	593
副業的農家数	1,325

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	7,651
女性	3,907
40代以下	1,467

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	634
基本構想水準到達者	97
認定新規就農者	20
農業参入法人	65
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 29 年 7 月 19 日

	選挙委員		選任委員				計	合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	35	35	1	1	1	2	5	40
認定農業者	—	13	1				1	14
女性	—	2		1			1	3
40代以下	—					1	1	1

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 32 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	16
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	5
40代以下	—	1
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	24	24	6

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	7,590 ha	856 ha	11.28 %
課 題	市農業関係課とともに、利用権の再設定により集積を促す必要 相続農地に対する速やかな対応が必要		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
900 ha	856 ha	19 ha	95.11 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	市農業関係課及び農協の農地流動化推進員、農地利用最適化推進委員とともに、農業経営基盤強化促進事業(利用権設定事業、農地利用集積円滑化事業)、農地中間管理事業等の研修等を通じ農用地利用集積計画による利用権設定の制度を周知 5月、2月に農地流動化推進委員に対し、農地利用集積に係る研修会・説明会を実施する。 7月、9月に農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し農地等利用の最適化に関する研修会を実施する。 7月以降は、農地利用最適化推進委員の活動開始により、農地中間管理事業等の活用を加速させる。
活動実績	5月・2月 農地流動化推進員の研修・説明会 7月・9月・3月 農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員の研修 8月～9月 農地利用状況調査の実施 12月 利用意向調査の実施

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	利用集積面積の維持及び拡大を図るため、期限切れになる案件の再設定への誘導及び中途解約案件は新たな受け手の掘り起こしが必要
活動に対する評価	水田作は経営所得安定対策等により確立してきたが、畑作の賃借等の実態を把握し集積を行なっていく必要がある。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	3 経営体	3 経営体	7 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.7 ha	2.8 ha	3.9 ha
課題	新規就農者の農地の確保		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況 (②/①×100)
3 経営体	7 経営体	233.33 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況 (④/③×100)
1.8 ha	3.9 ha	216.67 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	市農業関係課、県、JAと連携し、随時又は諸会議等において新規認定を推進
活動実績	市農業関係課、県、JAと連携し、随時又は諸会議等において新規認定を推進

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	3経営体、1.8haの目標を達成した。
活動に対する評価	目標は達成しているが、さらに大きな目標を設定できるよう、取り組み方法の抜本的改革が必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 7,590 ha	遊休農地面積(B) 202 ha	割合(B/A×100) 2.66 %
課 題	狭小地、不整形地、湿地、進入路不整備等の解消が難しい。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
20 ha	8 ha	40.00 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	80 人	8月～9月
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月			
その他の活動	農業委員及び農地利用最適化推進委員による随時の農地パトロールを実施			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		107 人	8月～9月	9月～12月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	1月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 1,953 筆 調査面積: 144 ha	調査数: 884 筆 調査面積: 58 ha	調査数: 0 筆 調査面積: 0 ha
その他の活動	農業委員及び農地利用最適化推進委員による随時の農地パトロールを実施			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の利用状況調査や利用意向調査の実施時期については、おおむね計画どおりに実施した。
活動に対する評価	利用状況調査前に、農業委員、農地利用最適化推進委員により事前に利用状況調査をしていたため、効率的な調査実施につながった。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	7,590 ha	3.5 ha
課 題	随時のパトロールが必要 時効取得又は申請前着手された農地については、所有者等への指導が必要	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度実績

実 績①	増減(B-①)
3.5 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	現状確認を行い、解消に向けて手続きの指導を実施 随時、農地パトロールを実施し、発見した場合は指導を行う。
活動実績	随時現状確認を行い、手続きについて指導を実施 利用状況調査に併せた農地パトロールを実施 新たな発生した違反転用は是正指導を実施
活動に対する評価	前年度からの継続案件を解消し、新たな違反転用は発生していない。 今後も引き続き、違反転用の発生防止に取り組み、優良農地の確保に努める。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 103 件、うち許可 103 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	書類審査、申請農地及び譲受(借受)人の全ての所有農地の現地調査、農業委員の申請者からの聞き取り審査等により、申請内容を確認している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	現地調査や申請者からの聞き取り審査等による申請内容の検討結果をもとに、関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに農地部会(総会)で最終審議をしている。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	26 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	農地部会(総会)の詳細な議事録を公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	24 日
	是正措置	—			

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 207 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	書類審査、申請地の現地調査(必要に応じて既存施設等を含む)、及び農業委員の申請者からの聞き取り審査等により申請内容を確認している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	現地調査や申請者からの聞き取り審査等による申請内容の検討結果をもとに、関係法令、審査基準に基づき、議案ごとに、転用事業内容、立地状況等農地部会(総会)で最終審議をしている。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	農地部会(総会)の詳細な議事録を公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 21 日	処理期間(平均)	19 日
	是正措置	—			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		46 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		39 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	0 法人	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 1,137 件 公表時期 平成 30年 2月 情報の提供方法:ホームページへの掲載及び農業協同組合へ文書で案内
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 985 件 取りまとめ時期 平成 30年 3月 情報の提供方法:農地部会(総会)の議事録閲覧(農業委員会で閲覧できる旨ホームページに掲載)
	是正措置	—
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 8,879 ha
		データ更新:農地の利用状況調査、農地法の許可・届出、農地利用権設定等を随時更新
	公表:農業委員会事務局窓口で農地台帳を閲覧	
是正措置	—	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>〈要望・意見〉 農業用機械の大型化が進み、小規模農地や不定形農地、大型機械の進入路がない農地などは担い手からは敬遠され、耕作放棄地となりやすい。</p> <p>〈対処内容〉 現行の補助事業の事業費負担では、農地に対する投資に消極的な非農家や借り手の賛同が得られにくい状況となっているため、負担軽減等により、地権者及び農地の借り手に積極的に協力してもらいやすい環境の整備をすること。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>〈要望・意見〉 なし</p> <p>〈対処内容〉 なし</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

6 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>愛知県・豊橋市</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業活用促進のための支援強化について 2 雇用環境の整備について 3 耕作放棄地対策事業のPRについて 4 女性の新規就農支援について 5 施設園芸用地等の農地法上の規制緩和について 6 鳥獣害の実態把握について
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している